

役員および評議員の報酬ならびに費用に関する規程

制定 平成 24 年 7 月 6 日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター(以下、「この法人」という。)の定款第 13 条および第 27 条の規定に基づき、役員および評議員の報酬ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(日当、宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 この法人は、定款第 13 条 1 および第 27 条 1 の規定に基づき、評議員および役員の報酬は、無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、定款第 13 条 2 および第 27 条 2 の規定に基づき、評議員および役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担したい費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、この法人の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。